

児童手当制度などのご案内

新たに受給希望の方
児童福祉課で申請を

児童手当は、小学校6年生までの児童を養育している方を対象に、国・県・市・事業主が費用を負担して手当を支給する制度です(所

得制限あり)。

新たに受給を希望する方は、児童福祉課で申請手続きをしてください(公務員の方は、勤務先に申請してください)。

※現在、手当を受給している方は、申請は不要です。

〔提出書類〕

①受給対象者の健康保険証の写し、または年金加入証明書(国民年金加入者と年金未加入者は不要)

②平成20年度課税証明書(今年1月2日以降に海老名市に転入した方のみ)。

母子・父子家庭に
住宅手当を支給

市では、母子・父子家庭に住宅手当を支給しています。

〔対象〕

賃貸住宅に居住している母子・父子家庭で、次の

①～④すべての条件を満たしている方。

①20歳未満の児童を養育している

②平成21年1月30日時点で、市内に1年以上居住している

③月額2万円を超える家賃を支払っている

④平成19年中の所得が、児童扶養手当の所得制限額未満

〔手当の額〕

家賃の支払額に応じて月額3000円～7000円

〔必要書類〕

申請書・民生委員調査書(これらの用紙は児童福祉課にあります)、賃貸借契約書の写し、家賃支払額および支払者が本人であることを確認できるもの(領収書の写しなど)

〔申請方法〕

1月30日(金)までに児童福祉課へ必要書類を持参してください。

※申請は毎年必要です。現在受給している方も必ず申請してください。

☎ 同課(☎235・4823)。

事業を営む方は 償却資産の申告を

市内で事業を営んでいる法人および個人の方は、平成21年1月1日現在所有する資産を、2月2日(日)までに申告してください。

なお、所在地が市外の資産は、その資産の所在市町村へ申告してください。

◆申告するときの注意

①償却資産課税台帳に登録されている方には、12月初旬に申告書を郵送しました。届いていない方、または新たに事業を開始された方など、申告書が必要な場合は、至急ご連絡ください。申告書の記入方法については、

ご利用ください

不用品交換情報コーナー

リサイクルプラザでは、不用品を譲りたい方・譲ってほしい方双方が情報を掲載し、不用品を再利用できる「不用品交換情報コーナー」を設けています。

受け付けた情報は、リサイクルプラザ内の掲示板やホームページで紹介されます。ぜひご利用ください。

▽対象 市内在住の方

▽申し込み方法 リサイクルプラザ内にある「不用品交換情報カード」に必要事項を記入の上、同プラザに提出してください(随時受け付け)。

※交換は当事者同士で行ってください。不用品交換にかかわる問題について、市は一切責任を負いませんのでご了承ください。

☎ 同プラザ(☎237・3196) 〔休館〕、資源対策課(☎235・4923)。

美化ポスター入賞者を表彰

美化運動推進功労者も

美化意識の高揚とごみ減量化を図るため、市内の小学生から募集した美化ポスターコンクール(応募847点)の入賞者が決まりました。また、地域の美化活動に長期間努めた美化運動推進功労者も決まり、それぞれ11月16日に行われた「海老名市産業まつり」で表彰されました。

ポスターコンクール入賞者(敬称略)

小学校の部
▽金賞 岡澤和樹(海老名市立第一小学校)

名1年、比留川鈴菜(中新田2年)、渡部美菜(上屋3年)、尾上優里花(有馬4年)、半澤寿将(海老名5年)、落合徳香(今泉6年)

▽銀賞 吉本秀人(中新田1年)、比留川裕菜(中新田2年)、小澤麻央(門沢橋3年)、小熊更(今泉4年)、長嶋美里(杉久保5年)、杉本華音(有馬6年) ▽銅賞 見目尚弥(門沢橋1年)、川島大輝(中新田2年)、武井叶生(門沢橋3年)、花原優香(大谷4年)、橋川未来(社家5年)、滝波那拓(杉久保6年)

中学校の部
▽金賞 柳田悠衣(有馬市立第一中学校)

名1年、嶽野(柏ヶ谷3年) ▽銀賞 土光春花(有馬3年) ▽銅賞 橋川実咲(有馬3年)

◎美化運動推進功労者(敬称略)
▽市長表彰 団体の部 中新田花談の会(中新田)、東柏ヶ谷第五長寿会(東柏ヶ谷五丁目)、サンデ18(中野) ▽会長表彰 個人の部 村義秋(上今泉六丁目)、西海光夫(上今泉六丁目)。
☎ 資源対策課(☎235・4923)。

定額給付金の 給付を装った詐欺に ご注意ください

電話での問い合わせ・確認は一切行いません
このたび政府・与党で決定された「定額給付金」について、現在のところ具体的な給付方法などは決定していません。詳細が決まり次第、本紙等でお知らせします。
定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の被害に遭わないよう、次の点にご注意ください。
①市では給付に関して、みなさんの世帯構成・銀行口座番号などの個人情報について、電話での問い合わせ・確認は一切行いません。
②市や総務省などが、ATM(現金自動預払機)の操作や、手数料などの振り込みを依頼することは絶対にありません。
不審な電話などがあつたら、警察署または市民安全課(☎235・4789)にご連絡ください。
☎ 総務省定額給付金室(☎03・5253・5111)。



▲尾上優里花さんの作品



▲岡澤和樹さんの作品



▲比留川鈴菜さんの作品



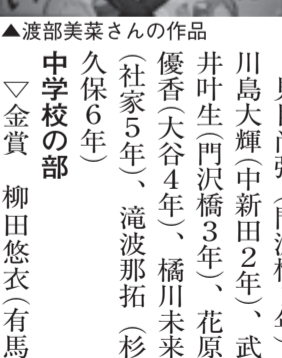
▲渡部美菜さんの作品



▲半澤寿将さんの作品



▲落合徳香さんの作品



▲柳田悠衣さんの作品



▲嶽野さんの作品



▲柳田悠衣さんの作品